

指定袋等販売店マニュアル

行 橋 市

指 定 袋 等 販 売 マ ニ ュ ア ル

目 次

1	有料指定袋制度の基本的な考え方	1
2	指定袋等の性質	1
3	指定袋等の販売について	1
4	指定袋等の取り扱い(販売)の基本的な考え方	1
5	指定袋等の販売価格	2
6	指定袋等の販売手数料(市⇒各販売店)	3
7	納品した指定袋等の代金の振込みについて(各販売店⇒市)	3
8	販売までの基本的な流れ	3
9	指定袋等を販売するに当たっての注意事項	4
10	消費税の取り扱いについて	4
11	売上額の取り扱いについて	4
12	販売店の収入について	4
13	販売店が指定袋等を使用する場合	4
14	販売店として登録した内容に変更が生じた場合	5
15	販売店としての登録を取り消し、指定袋等の販売を中止する場合	5
16	契約の締結	5
17	指定袋等の注文及び配送方法について	5
18	誤発注について	6
19	その他等	6
	行橋市指定袋等販売店取扱要領	7

指 定 袋 等 販 売 マ ニ ュ ア ル

1. 有料指定袋制度の基本的な考え方

行橋市では、平成14年7月1日から家庭及び事業所が一般廃棄物を排出する場合には、市が指定する『指定袋』や『粗大ごみシール』等(以下『指定袋等』という。)を利用しなければならないようになりました。この有料指定袋制度は、それまでの『定額制』と違い、市民の皆様には『ごみの排出に応じた処理料金を負担していただく』という制度で、この制度の実施によって『ごみ処理料金の公平化』を図るとともに更なるごみの減量化やリサイクルを促進していこうとするものです。

2. 指定袋の性質

指定袋は、市民が『ごみ処理手数料』を市に納めたという証明書(領収の証)という性質を持っています。

3. 指定袋等の販売について

指定袋等を販売するためには、市役所環境課へ指定袋等を販売したい旨の『指定袋等販売店登録申請書』(様式第1号)を提出していただき、『指定袋等販売店』(以下『販売店』という。)として登録していただきます。

4. 指定袋等の取り扱い(販売)の基本的な考え方

指定袋等の販売は、普通の商品と取り扱いが異なります。販売店は『市民が市に支払うべき「ごみ処理手数料」を市に代わって収納』し、それと同時に『その証として、金額に応じた指定袋等を市民に渡す。』ということになります。つまり、市から指定袋という商品の販売を委託されているのではなく、『ごみ処理手数料の収納業務』を委託されていると考えて下さい。

5(1). 指定袋等の販売価格

指定袋等は、以下に従って販売していただくことになります。

必ず記載の表示価格で販売して下さい。

いかなる場合も販売価格の変更は認められませんのでご注意ください。

※販売価格には、消費税及び地方消費税が含まれています。

袋等の種類		単価	販売方法	販売価格 (表示価格)		
可燃ごみ	大袋(45ℓ)	1枚 63円	セット単位袋については 1セット10枚入りで販売します。	1セット	630円	
	中袋(30ℓ)	1枚 42円		1セット	420円	
	小袋(15ℓ)	1枚 21円		1セット	210円	
不 燃 ご み	かん類	大袋(45ℓ)		1枚 63円	1セット	630円
		中袋(30ℓ)		1枚 42円	1セット	420円
		小袋(15ℓ)		1枚 21円	1セット	210円
燃 ご み	ビン類	大袋(45ℓ)		1枚 63円	1セット	630円
		中袋(30ℓ)		1枚 42円	1セット	420円
		小袋(15ℓ)		1枚 21円	1セット	210円
不 燃 ご み	その他不燃	大袋(45ℓ)		1枚 63円	1セット	630円
		中袋(30ℓ)		1枚 42円	1セット	420円
		小袋(15ℓ)		1枚 21円	1セット	210円
資源袋		大袋(45ℓ)	1枚 21円	1セット	210円	
資源ごみ		ひも(1種類)	1個 730円	1個単位での販売になります。	1個 730円	
粗大ごみ		シール(1種類)	1枚 315円	1枚単位での販売になります。	1枚 315円	

6. 指定袋等の販売手数料(市⇒各販売店)

指定袋等の販売手数料は、納品した指定袋の総額の7%相当額に納品時の消費税及び地方消費税を乗じた額(1円未満切捨て)を加えた額とします。

(例) 大袋20セット(200枚)、中袋10セット(100枚)を納品したときの販売手数料は

$(63\text{円}/\text{枚} \times 200\text{枚} + 42\text{円}/\text{枚} \times 100\text{枚}) \times 0.07 \times 1.10 = 1,293\text{円}$ になります。

この販売手数料については、繰替払いの方法でお支払いします。

(※繰替払いの方法については、下記参照。)

7. 納品した指定袋等の代金の振込みについて(各販売店⇒市)

指定袋等の代金の振込みは、市が発行する納入通知書により1ヶ月分を納期限までに速やかに市の指定金融機関等に払い込んで下さい。

この場合の振込み金額は、指定袋等の代金の総額から6で計算した販売手数料を差し引いた額とします。(販売手数料の繰替払い)

(例) 大袋20セット(200枚)、中袋10セット(100枚)を納品したときの販売手数料は

$(63\text{円}/\text{枚} \times 200\text{枚} + 42\text{円}/\text{枚} \times 100\text{枚}) \times 0.07 \times 1.10 = 1,293\text{円}$ になります。

指定袋の代金は

$63\text{円}/\text{枚} \times 200\text{枚} + 42\text{円}/\text{枚} \times 100\text{枚} = 16,800\text{円}$ になります。

市に納入する金額は

$16,800\text{円} - 1,293\text{円} = 15,507\text{円}$ になります。

8. 販売までの基本的な流れ

(1) 指定袋等販売店登録申請(指定袋等販売店登録申請書を環境課管理係へ提出する。)

↓

(2) 販売店として登録

↓

(3) ごみ処理手数料収納業務委託契約の締結

↓

(4) 指定袋等の注文(日本通運へ指定袋等を直接FAX等で注文する。)

↓

(5) 指定袋等の受け取り(配送業者から指定袋等を受領し、納品数量を確認する。)

↓

(6) 市が発行する納入通知書により納品した1ヶ月分の指定袋等の代金を納期限までに速やかに指定金融機関等に払い込む。

↓

(7) (6)と同時に販売手数料受領(繰替払い)

9. 指定袋等を販売するに当たっての注意事項

指定袋等を販売する場合には、次の事項に十分注意して販売して下さい。

- (1) 指定袋等は、行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例に規定されたごみ処理手数料を市民の方が支払ったという証になるものです。従って販売価格の変更は認められませんので、決められた価格で販売して下さい。
- (2) 指定袋等の値引き及び抱き合わせ販売をしないで下さい。
- (3) 販売店の景品として使用しないで下さい。
- (4) 袋の販売価格を間違えないようにして下さい。

例えば大袋(1セット630円)を中袋(1セット420円)の価格で販売した場合、その差額の210円は、販売店が負担することになります。

- (5) 納品時に必ず、発注した商品があるのか、破損等が無いかの確認をしてください。
納品後の商品の不足・破損等の申し出は一切受けません。
- (6) 販売店にて在庫管理及び納品日の把握は責任を持って行ってください。
余分な在庫をかかえない様に発注し、納品日の古い指定袋等からの販売をお願いします。
- (7) 注文販売はできません。

10. 消費税の取り扱いについて

販売価格は消費税及び地方消費税を含んだ価格(内税)となります。

11. 売上額の取り扱いについて

指定袋等は、実際はごみ処理手数料を支払ったという証になるものであり、その売上額は、『ごみ処理手数料』を市の委託を受け、市に代わって徴収したものとなるため、市の収入となり、販売店の売り上げ(収入)にはなりません。

12. 販売店の収入について

販売店の実質の収入は、『No. 6 指定袋等の販売手数料(市⇒各販売店)』で記載している、納品した指定袋等の7%及びこの7%相当額に納品時の消費税及び地方消費税を乗じた額(1円未満切捨て)を加えた額の【販売手数料】となります。

13. 販売店が指定袋等を使用する場合

販売店自身が排出するごみ(事業系一般廃棄物)に指定袋を使用する場合も、通常の販売と同様に取り扱い、販売数量に計上して下さい。もし、販売数量に計上することを怠ると、販売数量と在庫数量に差が生じ、トラブル発生の原因となりますので十分にご注意下さい。

14. 販売店として登録した内容に変更が生じた場合

店舗の移転、代表者の変更など販売店の登録事項に変更が生じた場合は、『指定袋等販売店登録事項変更届』(様式第3号)を提出して下さい。

15. 販売店としての登録を取り消し、指定袋等の販売を中止する場合

『店舗を閉店する』等の理由により、指定袋等の販売を中止しようとする場合は、『指定袋販売店登録取消申請書』(様式第4号)を提出して下さい。

16. 契約の締結

新規で販売店として登録する場合、行橋市と『ごみ処理手数料収納業務契約』を締結する必要があります。

この契約を交わすことによって初めて手数料収納業務(指定袋等の販売)を受託することができますようになります。

17. 指定袋等の発注及び配送の方法について

各販売店は、各袋等の在庫数と販売実績を基に必要枚数を把握し、下記に発注して下さい。
また指定袋の発注は正確を期するためFAXを原則とします。

(1) 発注方法

FAXを原則とします。(FAX専用用紙を使用して下さい。)

(2) 受付日

日曜、祝日、配送業者の年末年始、お盆休みを除く平日とします。

(3) 受付時間

F A X (24時間)

(4) 配送日

- ・ 金曜日午後から火曜日午前中の受付 ⇒ 水曜日の配達
- ・ 火曜日午後から木曜日午前中の受付 ⇒ 金曜日の配達
- ・ 木曜日午後から金曜日午前中の受付 ⇒ 月曜日の配達

指 定 袋 等 発 注 先	
日本通運 (株) 福岡ロジスティクス支店 営業課	御中
TEL	093-571-5091
FAX	093-571-7228

※配送委託業者の変更が発生した場合はご連絡します

18. 誤発注について

在庫処分や発注者の誤りにより商品を発注した場合、当該商品の返品、交換等の対応は、原則として行わないものとします。

ただし、本市との協議の結果、必要があると認められる場合は、この限りではありません。

19. そ の 他

(1) 市が提出を求めた書類、資料については、指定の期日までに速やかに提出して下さい。

相 談 窓 口

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 環境水道部 環境課管理係 電 話 0930-55-9647
